

2020年度 学校法人駒澤学園奨学金 駒澤学園奨学生募集要項（被災者支援）

目 的

本奨学金制度は、駒澤女子大学・駒澤女子大学大学院・駒澤女子短期大学に在学する学生で、向学心旺盛であるが経済的理由により修学困難な者に対し、学費の一部を支給し、将来社会に貢献する有能な人材の育成に資することを目的としています。

1. 出願資格

本学に在学する大学生・大学院生・短期大学生（外国人留学生および科目等履修生を除く）で、次の条件のいずれかを満たしている者。

- (1) 経済的事情により学費の納入が困難な者
- (2) 生計維持者（原則父母）の急変により学費の納入が困難な者
- (3) 地震、火災、風水害等の災害により家計が急変し、学費の納入が困難な者
- (4) 東日本大震災で被災した者（1年生のみ対象）
- (5) 奨学生選考委員会が、奨学金を支給するにふさわしいと認めた者

※出願資格(2)または(3)に該当する者は、該当事由が発生したときから6ヶ月以内ならば出願可能です。ただし、同じ事由により1年以内に緊急に本奨学金の支給を受けた者は出願できません。

※高等教育の修学支援新制度採用決定者は対象外です。

ただし、これから高等教育の修学支援新制度に申請をする場合、本制度との併願は可能です。併願者が高等教育の修学支援新制度に採用が決定した場合、本奨学金は不採用となります。

◇高等教育の修学支援新制度 Web サイト <https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>

◇給付型奨学金制度 Web サイト <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

※休学中の学生は対象外です。

※出願資格(1)(2)(5)に該当する場合は、別紙「2020年度 学校法人駒澤学園奨学金 駒澤学園奨学生募集要項」に沿って応募してください。

2. 家計基準

生計維持者（原則父母）の合計所得が、「給与所得者」にあつては直近の源泉徴収票の支払金額が841万円、「給与所得者以外」にあつては直近の確定申告書等の所得金額が355万円以下であること。なお、「給与所得」と「給与所得以外の所得」の両方がある場合は、源泉徴収票の支払金額と、確定申告等の所得金額のうち給与所得以外の金額を合計した額が841万円以下であり、かつ確定申告等の所得金額が355万円以下であること。

3. 給付金額

被災状況	給付額
全壊・全焼・大規模半壊・死亡・安否不明・失業・事業破綻 (東日本大震災のみ) 原子力災害により居住地が避難指示区域に指定、避難生活中	年間授業料の1/2
半壊・半焼・床上浸水	年間授業料の1/4

4. 給付期間

1年間（2020年度）

5. 給付時期

2021年1月中旬（予定）

6. 給付方法

奨学生採用決定者に別途連絡します。

7. 募集人数

26名（出願資格2または3に該当する緊急採用者も含む）

8. 出願締切・提出方法

出願締切：2020年9月30日（水）必着

提出方法：出願書類をまとめてレターパックライトにより郵送

〒206-8511 東京都稲城市坂浜 238

駒沢女子大学・駒沢女子短期大学 大学短大事務部 学生支援課宛

※レターパックライトの「おなまえ」欄に《氏名・学籍番号》を記入してください。

※レターパックライトの「品名」欄に《学校法人駒澤学園奨学金 願書》と記入してください。

9. 出願書類

(1) 2020年度 学校法人駒澤学園奨学金 駒澤学園奨学生願書（被災者支援）（ダウンロード）

(2) 市区町村発行の2019年（令和元年）分の収入と所得がわかる証明書（両親分）

※収入がない場合も市区町村にて発行してもらえますので、必ず両親分を提出してください。

※一人親の場合は父または母の分のみで結構です。

※収入が記載されている証明書で、税金等を除いた所得のみ記載されている証明書ではありません。

※交付が受けられない場合は、学生支援課へご相談ください。

(3) 2019年（令和元年）分の源泉徴収票のコピー（両親分）または、税務署受付印のある確定申告書（第一表と第二表）のコピー（両親分）（※電子申告の場合は受付番号の記載のあるもの）

※（2）の書類で収入・所得が0円の方の分は提出不要です。

※確定申告をしている方は必ず確定申告書を提出してください（複数の源泉徴収票の提出は不可）。

※一人親の場合は父または母の分のみで結構です。

(4) 2019年（令和元年）中に受給した手当（傷病手当、雇用保険基本手当、児童手当、生活保護、年金等）の証明書のコピー（※該当者のみ、受給がない場合は提出不要）

受給手当等	必要書類
傷病手当	傷病手当金通知書のコピー（全国健康保険協会等より交付）
雇用保険基本手当（失業給付）	雇用保険被保険者離職票のコピー または 雇用保険受給資格者証のコピー（両面） （ハローワークより交付）
年金（遺族年金含む）	年金振込通知書のコピー または 年金額改訂通知書のコピー （日本年金機構等より交付）
生活保護	生活保護決定（変更）通知書のコピー（市区町村福祉事務所より交付）
児童扶養手当・児童手当	通知書のコピー（市区町村より交付）

(5) 住民票1通（家計を共にする家族全員が記載されているもの、マイナンバーの記載がないもの）

※自宅外通学で住民票を異動させている方は、本人の住民票と実家の住民票の両方を提出してください。

(6) 家庭事情書（被災者支援）（ダウンロード）

(7) 被災状況を証明する書類

※被災状況の原因が出願理由となっている災害の影響であることを証明できるものであること。

被災状況	必要書類
生計維持者が死亡	・死亡診断書のコピー および ・戸籍謄本または住民票（死亡日記載）
生計維持者が安否不明	安否不明であることを証明する公的な証明書のコピー
生計維持者が失業・事業破綻 ※右記のうちいずれか	・雇用保険被保険者離職票のコピー ・雇用保険受給資格者証のコピー ・退職証明書のコピー ・開廃業等届出書のコピー 等
家屋被害	罹災証明書のコピー
家屋以外の被害	被災証明書のコピー

(8) その他学校が必要と認めた書類（学校が必要に応じ個別に指示します）

※ 提出書類に不備があった場合は選考の対象外になります。
 ※ いったん受理した書類は返却しませんのでご承知おきください。

10. 選考方法（書類審査）

家庭の経済的事情、本人の学業成績、単位取得状況等を確認し、総合的な判断により決定します。
 ※選考内容に関するお問い合わせには応じることができませんのでご了承ください。

11. 奨学生採用者発表

2020年12月下旬に、採用者へ採用通知書を郵送します。（不採用になった方には通知しません）

12. 奨学金の支払い停止について

奨学生が次のいずれかに該当するときは奨学金の支払いを停止します。

- (1) 退学処分を受けたとき
- (2) 停学処分を受けたとき
- (3) 休学又は退学したとき
- (4) 除籍となったとき
- (5) 奨学金を必要としなくなったとき

13. 奨学金の停止（受給資格の取り消し）について

奨学生が次に該当するときは、奨学金を停止（受給資格を取り消し）します。

- (1) 出願書類に虚偽の記載を行ったとき
- (2) 学生として相応しくない行為があったとき

14. 停止（受給資格の取り消し）に伴う返還について

奨学生が前記項目のいずれかにより決定を取り消された場合は、その奨学金の一部又は全額を速やかに返還していただきます。

◆本奨学金に関するお問い合わせはメールで受け付けます。

メールアドレス： st-services@komajo.ac.jp

件 名： （学校法人駒澤学園奨学金）学籍番号 学生氏名

本 文： 質問内容を入力してください。

※ 個人情報の取り扱いについて

本奨学金申請に際し提出していただいた個人情報は本奨学金事業の目的以外に使用することはなく、選考終了後一定の期間を経た後に本学で責任を持って処理いたします。

以上